

セクシャルハラスメント及びパワー・ハラスメント苦情処理委員会規定

第1条 目的

公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢医療生活協同組合、ヘルスプランニング金沢（以下「法人」という）と石川民医連労働組合（以下「組合」という）は、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、迅速かつ公平に対処するために苦情処理委員会を設置する。

第2条 構成

苦情処理委員会は、法人および組合の代表各2名（それぞれ1名は女性とする）の委員をもって構成される。

非常設委員については、必要に応じて当事者の所属部門長（委員会が指名）を招集する。

委員長は法人代表が行い、事務局については、案件にかかわった窓口担当者を出席させることができる。

第3条 運営

- 1、委員長は、窓口担当者のいずれかが苦情の申し立てを受け、申し立て事項が委員会で検討を要すると判断をした場合には開催する。
- 2、各委員会は、苦情に対して誠意をつくし解決にあたるものとする。議事の内容については、双方のプライバシーを保護するために原則として非公開とする。
- 3、苦情処理については、委員退任後もこの秘密を厳守する。

第4条 苦情の申し入れ

苦情の申し立ては、所定の用紙または電子メールなどの方法により行う。緊急の場合には、窓口担当者への口頭の申し立てによってこれを行うことができる。また、申し出は直接被害を受けている職員だけでなく、他の職員が被害を受けている職員に代わって申し出ることできる。

第5条 苦情の処理

- 1、苦情の申し立てを受けた時は、関係者による事情聴取を行うなど、適切な調査活動によって、迅速に案件を処理しなければならない。
- 2、原則として苦情の審議は1週間以内とし、判定は10日以内におこなうものとする。ただし、慎重な判定が求められるものについては、委員会の判断によりこの日時を延長することができる。
- 3、苦情処理については、委員会が判断することが困難な場合には、弁護士にその処理を依頼することができる。また、委員会の判断について本人が納得しない場合については、本人が弁護士あるいは行政に苦情の処理を依頼することを妨げない。